

株 主 各 位

大阪府堺市堺区遠里小野町3丁2番24号

株式会社ニッカトール

取締役社長 西村 隆

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺
3. 目的事項
報告事項 第145期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 役員賞与支給の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ① 当日株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nikkato.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

事業報告(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、4月より実施されました『消費税増税』により、前期末の駆け込み需要から一転、第1四半期の経済成長がマイナスとなりました。そして、この事態はある程度予想はされておりましたが、意外に長引き第2四半期まで続いてしまいました。漸く10月になり、同月実施された日銀による『追加金融緩和』も相俟ってプラスに転じ、円安がさらに進んだこともあり輸出関連企業を中心に好調に推移する一方、この恩恵が届かない地方との格差問題もクローズアップされました。

このような状況のもとで、当社は期の前半は伸び悩み、第2四半期の終了時には通期の業績予想の下方修正までいたしました。後半になり客先の設備投資が活発化するに伴い巻き返し、当初の計画数字を達成するにいたりました。

この結果、受注面では主にセラミックス事業の需要が回復してきたことにより、8,703,158千円と前年度を2.5%上回り、売上高では前年度に受注計上していたエンジニアリング事業の大口物件が予定通り納入できたことにより8,773,139千円と前年度比10.9%増収で2桁の伸びとなりました。

損益面につきましては、売上高は大幅増となったものの、エンジニアリング事業の大口物件は何れも利益率が低く、またセラミックス事業では原燃料の高止まりは期中を通してコストを圧迫いたしました。前年度が悪かったこともあり、営業利益は前年度比27.1%増益の440,697千円、経常利益も同比43.2%増益の468,080千円となりました。

当期純利益も、これらのことから同比48.9%増益の285,064千円となりました。

事業別の概況

セラミックス事業

5,831,134千円と前年度比4.7%の増収となりました。

なお、市場別による分類では、電子部品向けは56.6%、化学・窯業・鉄鋼向け16.3%、環境・エネルギー向け3.3%となりました。

エンジニアリング事業

計測機器での物件以外にも、前年度不振であった加熱装置も大幅に売上が回復したことにより2,942,004千円と前年度比25.8%の大幅な増収となりました。

なお、市場別による分類ではこちらも電子部品向けが51.4%と本年度も半分以上を占め、次いで環境・エネルギー向け17.4%、半導体向け12.0%、自動車・重機向け11.0%となりました。

事業別売上高

		金額(千円)	構成比(%)
セラミックス事業	機能性セラミックス	344,973	4.0
	耐摩耗セラミックス	3,355,535	38.2
	耐熱セラミックス	1,905,822	21.7
	理化学用陶磁器その他	224,803	2.6
	小計	5,831,134	66.5
エンジニアリング事業	加熱装置	979,233	11.1
	計測機器その他	1,962,771	22.4
	小計	2,942,004	33.5
合計		8,773,139	100.0

研究開発の状況

セラミックスは以前にも増して、採用される用途は多岐にわたるようになり、今後も金属や樹脂からの置換だけでなく、新たな用途拡大が期待されております。これらのセラミックスのニーズ拡大には、品質の向上や安定化、コスト低減、短納期がより求められることは当然であります。金属や樹脂は主として素材からの加工により製品化する場合が多く、品質も素材特性で決まってきます。しかしながら、セラミックスの場合は、原料粉体から粉体処理、成形、焼成と様々な工程を経て製品となることから、使用する原料粉体は勿論のこと、各製造工程をどのような方法および条件に設定して製造するかで製品特性は大きく変化します。セラミックスは他材料に比べて製造技術は経験と勘の部分がまだ残っており、これらの培ってきた技術を検証し、製造プロセスの適正化、並びにシステム化を図り、技術革新を進めていくことが、品質の向上や安定性などのユーザーニーズにマッチした製品の提供だけでなく、セラミックス事業の発展には必要不可欠と考えております。そのためには、従来のセラミックスの製造技術にとらわれることなく、新規技術だけでなく、他分野の技術をも積極的に導入することで信頼される製品を提供し、他社製品との差別化を明確にし、今後増加するであろう新たな用途への採用を可能とすべく、研究開発に日々、励んでおります。

当期における研究開発費は198百万円であります。

設備投資等および資金調達の状況

当期の設備投資額は258百万円であります。

主な設備投資の内容は、焼成炉関係の修理、改造工事等であります。資金調達はすべて自己資金にて対応しております。

なお、当期の減価償却費は512百万円であります。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当面、国内での景気上昇は見込めますものの、これが隔々にまで及ぶには障害も多く、予断を許しません。

このような状況下、当社は創業102年目を迎え社員一同日夜研鑽に励み、再び成長軌道に乗せるべく努力いたしてゆく所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第142期	第143期	第144期	第145期
		(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(当事業年度) (平成27年3月期)
売 上	高(千円)	8,230,000	7,696,349	7,908,956	8,773,139
経 常 利 益	益(千円)	943,898	443,120	326,777	468,080
当 期 純 利 益	益(千円)	588,163	246,783	191,502	285,064
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	49.43	20.54	16.04	23.88
純 資 産	産(千円)	8,260,914	8,561,014	8,777,099	9,083,573
総 資 産	産(千円)	11,037,618	11,098,906	11,667,629	12,559,758

(注) 当社は第142期に唯一の連結子会社でありました関東電子計測株式会社との整理統合を行いましたため、第143期から連結計算書類非作成会社となりました。そのため第142期(平成24年3月期)の記載金額は、連結決算時の金額を参考用に記載しております。

(4) 主要な事業内容

当社はセラミックスおよび計測機器・加熱装置の製造・販売を主な事業としており、品種別の主要な商品・製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 商 品 製 品	
セラミックス事業	機 能 性 セ ラ ミ ッ ク ス	ケラマックス発熱体、酸素センサ、燃料電池部材、セラミックスフィルター
	耐 摩 耗 セ ラ ミ ッ ク ス	粉砕用ボールおよび部材、ボールミル、ノズル、摺動部材
	耐 熱 セ ラ ミ ッ ク ス	熱電対用保護管、絶縁管、炉芯管、搬送用ローラ、熱処理用容器・道具材
	理 化 学 用 陶 磁 器	蒸発皿、るつぼ、燃焼用ボート、実験用陶磁器
	そ の 他	特殊耐火物るつぼ・容器、レンガ、耐熱セメント
エンジニアリング事業	加 熱 装 置	各種電気炉、ケラマックス電気炉、単結晶育成炉、熱処理装置
	計 測 機 器	温度センサ、応力測定機器、計測機器、計測制御装置
	そ の 他	理化学用品

(5) 主要な営業所および工場

(当 社) 本 社：大阪府堺市
東 京 支 社：東京都文京区
セラミックス
営 業 本 部：大阪府堺市
名古屋営業所：愛知県名古屋市
九 州 営 業 所：福岡県福岡市
北関東営業所：栃木県小山市
堺 工 場：大阪府堺市
東 山 工 場：大阪府堺市

(6) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	216名	3名増	37才3ヵ月	15年2ヵ月
女 性	57名	4名減	37才6ヵ月	15年3ヵ月
合計または平均	273名	1名減	37才4ヵ月	15年3ヵ月

(注) 上記従業員数にはパートタイマー37名、嘱託4名、契約社員28名を含んでおりません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	488百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	163百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式総数

11,937,022株

(自己株式198,673株を除く。)

(2) 株主数

2,578名

(3) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ニッカトー取引先持株会	684千株	5.7%
東ソー株式会社	599	5.0
株式会社チノ	574	4.8
株式会社みずほ銀行	499	4.2
ニッカトー従業員持株会	450	3.8
株式会社共和電業	400	3.4
朝日生命保険相互会社	353	3.0
株式会社ツバキ・ナカシマ	300	2.5
西村明	250	2.1
株式会社クボタ	200	1.7

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式198,673株を保有しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 隆	
代表取締役	清 水 奉 明	経理部長
常 務 取 締 役	星 野 尹	東京支社長
取 締 役	飴 山 久 道	セラミックス営業本部長
取 締 役	大 西 宏 司	研究開発部長
取 締 役	安 岡 廣	エンジニアリング本部長
取 締 役	土 井 祐 二	総務部長
常 勤 監 査 役	小 森 常 司	
監 査 役	西 村 元 昭	
監 査 役	臼 間 真 次	税理士法人ゆびすい 社員

- (注) 1. 監査役のうち西村元昭および臼間真次の両氏は、社外監査役であります。
 2. 社外監査役の取締役会等への出席状況

氏 名	出席状況および発言状況
西 村 元 昭	当期開催の取締役会17回、監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
臼 間 真 次	当期開催の取締役会17回、監査役会11回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

- 責任限定契約の内容の概要
 当社の社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
- 当社は社外監査役2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 72,381千円

監査役 3名 18,780千円

(うち社外2名9,000千円)

- (注) 1. 使用人兼取締役の使用人給与相当額の総額は56,472千円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,301千円(取締役11,921千円、監査役1,380千円)が含まれております。

(3) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討してはりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

20,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数等の諸事情を勘案の上、監査役会と取締役会の協議に基づき、再任もしくは不再任の決定を行います。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主のみならずお取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス委員会規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化します。組織横断的リスク状況の監視および全体的な対応は総務部が行うものとします。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画および中期計画に基づき各業務執行ラインが目標達成のための行動を行います。また、経営目標が予定とおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行います。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項およびその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守します。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施します。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを重視した企業行動基準の策定・研修を実施します。また、従業員の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設、報告者への不利益扱いを禁止しております。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ子会社に対しては、コンプライアンスを重視したニッカトリーの企業行動基準を準用し、法令および企業倫理遵守の徹底を図ります。また、監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年5月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについて求めておりません。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

ロ. 監査役職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うことといたします。

ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。

1. 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
2. 当社の内部監査部門の活動状況
3. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
4. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5. 内部通報制度の運用および通報の内容
6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために監査役と定期的な会合を実施します。会合を通じて監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重してまいります。

また、内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

(11) 財務報告の適正を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部および内部監査室を中心に評価・報告体制を整備いたします。

6. 会社の支配に関する方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務内容および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主のみなさまやお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主のみなさまの自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主のみなさまが当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主のみなさまの意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主のみなさまが適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主のみなさまに対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主のみなさまが株式の買収内容等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると考え、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入」（以下、本プランといいます。）を平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て導入しました。さらに本プランは有効期限の到来に伴い、平成24年6月22日開催の第142回定時株主総会において、出席株主のみなさまの過半数のご承認を得て継続導入しております。

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社社外監査役および社外の有識者の中から選任され、社外監査役1名と社外の有識者2名の計3名により構成されております。

対象となる大規模買付行為とは、①当社が発行である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等、②特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等を行います。

大規模買付者は、事前に当社に対して、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向証明書」を提出していただき、当社取締役会が「意向証明書」を受領後に当社株主様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、必要情報の提供を受けるものとします。

当社取締役会が十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）、または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに内容の検討や代替案の作成等で必要な場合は、10日間検討期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に、独立委員会に諮問し、当該大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、株主のみなさまのご意向の把握に努めたり、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉をし、当社株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、対抗措置を採ることが相当と認められる場合を除き、原則として対抗措置を採りません。また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

対抗措置の具体的内容としましては、新株予約権無償割当等で、新株予約権無償割当を行う場合は、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主様に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で、当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権無償割当をいたします。

本プランの有効期限は平成27年6月30日までに開催される第145回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、有効期限はさらに3年間延長されるものとします。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3) 上記(2)の取組みに関する取締役会の判断について

当社取締役会は、上記(2)の「不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」が、当社の基本方針に沿って策定されたものであり、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させるものであると判断しております。

また、本プランは、定時株主総会における株主のみなさまからのご承認をもって発効され、かつ有効期限前でも株主総会において変更または廃止決議がなされた場合は、その時点で実行される等、株主のみなさまの意思を重視したものであります。

さらに、独立委員会の設置等、当社取締役会による恣意的な判断を防止する仕組みを確保するとともに、毎年定時株主総会における取締役の選任（当社取締役の任期は1年）を通じて本プランの継続につき株主のみなさまの意向を反映させることが可能となっております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)	科 目	金 額(千円)
(資 産 の 部)	12,559,758	(負 債 の 部)	3,476,185
流 動 資 産	7,646,115	流 動 負 債	2,984,791
現 金 預 金	1,762,148	電 子 記 録 債 務	366,228
受 取 手 形	1,697,766	買 掛 金	1,265,515
電 子 記 録 債 権	156,359	短 期 借 入 金	400,000
売 掛 金	1,899,119	1年以内返済予定の長期借入金	184,008
有 価 証 券	30,630	未 払 金	294,729
商 品	44,569	未 払 消 費 税 等	117,793
製 品	528,123	未 払 法 人 税 等	95,645
原 材 料	162,262	預 り 金	17,713
仕 掛 品	1,119,250	賞 与 引 当 金	212,000
貯 蔵 品	143,177	役 員 賞 与 引 当 金	15,820
繰 延 税 金 資 産	79,355	そ の 他	15,338
未 収 入 金	3,972	固 定 負 債	491,393
前 払 費 用	19,019	長 期 借 入 金	140,548
そ の 他 の 流 動 資 産	1,061	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	129,107
貸 倒 引 当 金	△ 700	預 り 保 証 金	71,199
固 定 資 産	4,913,643	資 産 除 去 債 務	38,688
有 形 固 定 資 産	3,240,496	繰 延 税 金 負 債	111,850
建 物	1,529,124	(純 資 産 の 部)	9,083,573
構 築 物	66,147	株 主 資 本	8,763,826
機 械 装 置	1,006,645	資 本 金	1,320,740
車 両 運 搬 具	14,477	資 本 剰 余 金	1,225,438
工 具、器 具 及 び 備 品	119,450	資 本 準 備 金	1,088,420
土 地	495,761	そ の 他 資 本 剰 余 金	137,017
建 設 仮 勘 定	8,890	自 己 株 式 処 分 差 益	137,017
無 形 固 定 資 産	35,908	利 益 剰 余 金	6,304,066
ソ フ ト ウ ェ ア	12,730	利 益 準 備 金	205,810
そ の 他	23,177	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,098,256
投 資 そ の 他 の 資 産	1,637,239	別 途 積 立 金	5,100,000
投 資 有 価 証 券	1,522,335	繰 越 利 益 剰 余 金	998,256
長 期 前 払 費 用	47,723	自 己 株 式	△ 86,418
事 業 保 険 掛 金	30,866	評 価・換 算 差 額 等	319,747
保 証 金	31,284	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	319,747
そ の 他 の 投 資	5,028		
資 産 合 計	12,559,758	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,559,758

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金 額(千円)
売 上 高	8,773,139
売 上 原 価	7,159,489
売 上 総 利 益	1,613,649
販売費及び一般管理費	1,172,952
営 業 利 益	440,697
営 業 外 収 益	44,972
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,004
受 取 賃 貸 料 他	5,529
そ の 他	8,437
営 業 外 費 用	17,589
支 払 利 息	10,030
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	4,277
そ の 他	3,280
経 常 利 益	468,080
特 別 損 失	10,697
固 定 資 産 廃 棄 損	10,697
税 引 前 当 期 純 利 益	457,382
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	161,000
法 人 税 等 調 整 額	11,317
当 期 純 利 益	285,064

株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金 自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	856,438
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△143,246
当 期 純 利 益						285,064
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	141,818
当 期 末 残 高	1,320,740	1,088,420	137,017	205,810	5,100,000	998,256

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△ 86,295	8,622,131	154,967	8,777,099
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△143,246		△143,246
当 期 純 利 益		285,064		285,064
自 己 株 式 の 取 得	△ 123	△ 123		△ 123
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			164,780	164,780
当 期 変 動 額 合 計	△ 123	141,694	164,780	306,474
当 期 末 残 高	△ 86,418	8,763,826	319,747	9,083,573

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券
 - (1) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (2) 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ① 商品及び製品・原材料・仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置	9年
 - ② 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等については財務内容評価法等により、また一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対し支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額）および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員、理事の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程及び理事規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 8,908,789千円
2. 有形固定資産のうち次の部分は、短期借入金300,000千円、1年以内返済予定長期借入金146,500千円及び長期借入金115,500千円の担保に供しております。

	本社及び堺工場	東山工場
建 物	464,206千円	196,784千円
土 地	924千円	44,155千円
合 計	465,131千円	240,939千円

投資有価証券のうち53,684千円は、電子記録債務3,376千円及び買掛金153,415千円の担保に供しております。

3. 国庫補助金の受入により工具器具及び備品の取得価額から控除した金額の累計額は55,338千円であります。
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の株式会社みずほ銀行等と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	100,000千円

5. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は24,498千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	12,135千株	一千株	一千株	12,135千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	198千株	0千株	一千株	198千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は次のとおりであります。

当事業年度中の増加306株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,561千円	7.00円	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	59,685千円	5.00円	平成26年9月30日	平成26年12年8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59,685千円	5.00円	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	70,087千円
未払事業税	8,365千円
役員退職慰労引当金	41,649千円
資産除去債務関係	10,950千円
その他	1,306千円
繰延税金資産合計	132,358千円
繰延税金負債	
前払年金費用	12,579千円
その他有価証券評価差額金	152,274千円
繰延税金負債合計	164,853千円
繰延税金資産の純額	△32,494千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	35.64%
試験研究費税額控除	△2.28%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.22%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.12%
住民税均等割	1.88%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	2.28%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.67%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主要仕入、販売先に対する取引基盤拡大の観点から投資有価証券を保有しておりますが、それ以外はリスクの少ない預金やMMF等の金融商品に限定し資金運用しております。また、資金調達については、金融機関からの長・短借入による方針であります。

なお、安全性重視のためリスクのあるデリバティブ商品は利用しない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

まず運用面では、現金及び預金があります。これは、手許現金と金融機関に預金している当座預金等の流動性預金と定期預金（固定性預金）であり、ペイオフの事態以外に原則リスクはないと判断しております。次に受取手形、電子記録債権及び売掛金がありますが、顧客に対する信用リスクの問題が生じます。有価証券及び投資有価証券については、当該企業の業績リスクとそれに伴う株価変動リスクを有しております。

調達面では、まず電子記録債務、買掛金及び未払金がありますが、これは2～3ヶ月の短期もので、このリスクは当社支払能力の問題です。次に金融機関からの長期・短期借入金ですが、金利の変動リスクが発生します。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に対する顧客信用リスクについては、当社の与信管理規程に基づき、リスク管理を徹底し、リスク発生を回避しております。有価証券及び投資有価証券に対するリスクに対しては、当該企業業績や株価の動向を常時注視し、最悪の事態にならないよう早期の対策を打つ方針であります。

電子記録債務、買掛金及び未払金に対しては、当社は支払いに備え常時その残高を上回る流動性預金を確保しております。借入金については、長期借入金は金利変動リスクを回避するため固定型金利での調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,762,148千円	1,762,148千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金（※1）	3,753,245千円 △700千円		
	3,752,545千円	3,752,545千円	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,552,666千円	1,552,666千円	—
(4) 未収入金	3,972千円	3,972千円	—
(5) 仮払金及び前払費用	20,080千円	20,080千円	—
資 産 計	7,091,413千円	7,091,413千円	—
(6) 電子記録債務、買掛金及び未払金	1,926,473千円	1,926,473千円	—
(7) 未払費用、預り金及び前受金	33,051千円	33,051千円	—
(8) 短期借入金	400,000千円	400,000千円	—
(9) 長期借入金	324,556千円	322,586千円	△1,969千円
負 債 計	2,684,080千円	2,682,110千円	△1,969千円
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 貸倒実績率にて計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収入金

未収入金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 仮払金及び前払費用

仮払金及び前払費用は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負 債)

(6) 電子記録債務、買掛金及び未払金

電子記録債務、買掛金及び未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払費用、預り金及び前受金

未払費用、預り金及び前受金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 短期借入金

短期借入金は、6ヶ月以内で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価の算定にあたっては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	300千円
預り保証金	71,199千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難とみとめられるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定日

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
現金及び預金	1,762,148千円	—	—	—
受取手形、電子記録債権及び売掛金	3,753,245千円	—	—	—
未収入金	3,972千円	—	—	—

(注4) 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
短期借入金	400,000千円	—	—	—	—	—
長期借入金	184,008千円	117,352千円	23,196千円	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	760円96銭
1 株当たり当期純利益	23円88銭
(算定基礎)	
(1) 1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計	9,083,573千円
普通株式に係る純資産額	9,083,573千円
普通株式の発行済株式数	12,135千株
普通株式の自己株式数	198千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	11,937千株
(2) 1 株当たり当期純利益	
当期純利益	285,064千円
普通株式に係る当期純利益	285,064千円
普通株式の期中平均株式数	11,937千株

独立監査人の監査報告書

平成27年5月2日

株式会社ニッカトー

取締役会 御中

清稜監査法人

代表社員 公認会計士 石井和也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 花枝幹雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッカトーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社ニッカトー監査役会

常勤監査役 小 森 常 司 ㊞

社外監査役 西 村 元 昭 ㊞

社外監査役 臼 間 真 次 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額 59,685,110円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金10円（前事業年度は12円）となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、監査を担う者に取締役会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、定款の定めによって業務執行取締役でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(取締役の責任免除)に第2項を追加するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第4章 取締役及び取締役会 (員数)	第4章 取締役及び取締役会 (員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u> (新 設)	第19条 当社の取締役は、 <u>13名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (略) 3. (略)	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2. (同左) 3. (同左)
(任期)	(任期)
第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	第23条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (略) (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (同左)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役1名を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第38条 ↳ (略)</p> <p>第39条 (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第41条 ↳ (略)</p> <p>第44条 (新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条 ↳ (同左)</p> <p>第33条 (報酬等)</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第35条 ↳ (同左)</p> <p>第38条 附則</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案とおりの承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	にしむら たかし 西村 隆 (昭和26年7月9日)	昭和59年4月 当社入社 昭和59年6月 西村工業㈱監査役 平成2年6月 同社取締役 平成3年4月 当社取締役東京支社副社長 平成5年6月 当社取締役生産本部生産企画部長 平成6年4月 当社取締役生産本部東山工場長 平成8年4月 当社取締役生産本部堺工場長 平成9年6月 当社常務取締役東京支社長 平成12年4月 当社常務取締役財務部長兼情報システム室長 平成13年6月 当社代表取締役社長（現在）	85,321株
2	しみず ともあき 清水 奉明 (昭和23年11月15日)	昭和46年4月 ㈱第一銀行入行（現㈱みずほ銀行） 平成7年10月 ㈱第一勧業銀行江坂支店長（現㈱みずほ銀行） 平成10年1月 フェニックスリゾート㈱専務取締役経理本部長 平成12年8月 当社入社 当社経営管理室長 平成13年9月 当社経理部長 平成15年6月 当社取締役経理部長 平成21年6月 当社代表取締役常務経理部長（現在）	25,200株
3	ほしの ただし 星野 尹 (昭和22年3月24日)	昭和40年4月 ㈱千野製作所入社（現㈱チノー） 平成18年6月 ㈱チノー理事北部支店長 平成20年3月 当社入社 当社東京支社副社長 平成20年6月 当社取締役東京支社副社長 平成21年6月 当社取締役東京支社長（現在）	13,100株
4	あめやま ひさみち 飴山 久道 (昭和30年1月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 当社東京セラミックス部長 平成20年4月 当社大阪セラミックス部長 平成21年6月 当社理事セラミックス営業本部長兼大阪セラミックス部長 平成22年4月 当社理事セラミックス営業本部長 平成22年6月 当社取締役セラミックス営業本部長（現在）	19,400株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	おおにしひろし 大西宏司 (昭和33年3月15日)	昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社研究開発部長 平成15年6月 当社理事研究開発部長 平成22年6月 当社取締役研究開発部長（現在）	20,100株
6	やすおかひろし 安岡 廣 (昭和34年2月13日)	昭和56年4月 当社入社 平成18年11月 当社ENG部長 平成21年6月 当社理事エンジニアリング本部長兼ENG部長 平成21年7月 当社理事エンジニアリング本部長兼FE部長 平成23年4月 当社理事エンジニアリング本部長 平成23年6月 当社取締役エンジニアリング本部長（現在）	15,500株
7	どいゆうじ 土井祐二 (昭和31年10月19日)	昭和55年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成21年4月 同社埼玉西支社長 平成24年4月 当社入社 当社総務部担当部長 平成24年6月 当社取締役総務部長（現在）	11,600株

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案とおりの承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件といたします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

各候補者とも当会社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	こもり つねし 小森常司 (昭和19年9月16日)	昭和38年3月 当社入社 平成7年7月 当社生産本部堺工場長 平成8年4月 当社生産本部東山工場長 平成9年9月 当社技術本部品質管理部長 平成16年10月 当社退職 平成24年6月 当社監査役（現在）	7,700株
2	にし むらもと あき 西村元昭 (昭和18年7月9日)	昭和44年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成24年6月 当社監査役（現在）	3,200株
3	うす ましんじ 白間真次 (昭和36年4月19日)	昭和59年3月 指吸会計センター(株)入社 平成3年1月 税理士登録 平成15年1月 税理士法人ゆびすい社員（現在） 平成24年6月 当社監査役（現在）	5,400株

- (注) 1. 西村元昭および白間真次の両氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、それぞれ独立役員として届け出る予定であります。
2. 小森常司氏は、当社業務の豊富な知識と経験を生かし、平成24年6月に当社監査役に就任、適切に職務を遂行しております。この実績をもとに今回監査等委員として選任をお願いするものであります。
3. 西村元昭氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、平成24年6月に当社監査役に就任、職務を適切に遂行しております。今回監査等委員として選任をお願いするものであります。
4. 白間真次氏は、税理士としての財務および会計の専門的知識を生かし、平成24年6月に当社監査役に就任、適切に職務を遂行しております。今回監査等委員として選任をお願いするものであります。
5. 当社は会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款変更により定める予定で、第2号議案の定款一部変更が承認可決されることを条件として、西村元昭および白間真次の両氏が選任された場合は、当社との間に責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は平成21年6月25日開催の第139回定時株主総会において年額100,000,000円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000,000円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30,000,000円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。現在の監査役3名は、第2号議案および第4号議案が原案とおりの承認可決されますと、監査等委員である取締役3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案とおりの承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件とするものとします。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額14,000,000円（取締役分11,000,000円、監査役分3,000,000円）を支給することとしたしたいと存じます。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年6月22日開催の当社第142回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「第2回目の本プラン」といいます。）を継続導入しております。有効期限を平成27年6月19日開催の当社第145回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時までとしていることから、平成27年5月7日開催の取締役会において、本プランを更新し継続することを決議いたしました。

なお、本プランの継続は取締役7名全員一致により決議され、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

ただし、本プランの重要性に鑑み、第142回総会同様、本総会においても株主の皆様にご承認をお願いするものであります。なお、株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、その時点で自動的に廃止されることとなります。

本プランの骨子については下記のとおりであります。

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主様共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主様共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定できません。

当社は、大正2年6月に創業以来、常に時代の要請にお応えするセラミックス製品、加熱装置、計測機器システムを開発、提供し、高い評価をいただいております。当社は、「経営理念」に基づき、創造性に富んだ信頼される商品の提供を通じて、科学技術と産業の発展に寄与し、企業の成長と発展を期し、親しまれる経営で社会に貢献することを基本としています。独自技術を磨き時代に即応した商品を環境保全に努めて生産の効率化を図り、適正な価格で販売して、株主様、お取引先、従業員ならびに地域社会に貢献してまいります。さらに、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーを含んだ当社の本源的価値および株主様共同の利益を継続的に維持・向上させていく必要があると考えております。

したがって、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

1. 当社の取組み内容

当社は、得意とする特定分野のセラミックスならびに計測機器と加熱装置のリーディングカンパニーを目指しております。

当社の中期的な経営戦略は、毎年見直しを行っております、向こう3年間の「中期計画」に基づいて進めてまいります。

その重点課題は次のとおりであります。

- (1) 環境・省エネ用セラミックスならびに耐摩耗セラミックスにおける窒化珪素ボールならびにジルコニアボールの生産能力増強。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減等エネルギーの効率的利用と生産改革による生産合理化の推進。
- (3) マーケットニーズに対応したセラミックス新製品およびエンジニアリング新商品の開発と拡販。
- (4) 内部統制システムの構築に基づくリスク管理の強化や内部監査の充実によるさらなる内部管理体制の整備。

以上の取組みにより、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

今日においては、取り巻く環境変化に素早く対応し、いかに適時・的確に意思決定や組織的取組みを行えるかが、今後の企業成長の鍵を握るものと認識しております。当社は経営のスピード化、企業行動の透明性の確保、そして、特に株主の皆様に対するディスクロージャーおよびアカウンタビリティの充実を重視してコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

また、当社は、株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程やC S R 行動規範・規準を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、危機管理規程に基づく危機管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合およびこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。

1. 本プラン継続の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様への判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主様共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。したがって、買収の提案が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があります。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買収の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値および株主様共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株式の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主様共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主様共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値および株主様共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを継続し、大規模買付行為の提案が行われた場合に大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの継続およびそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの継続につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者および、その特定株主グループ(Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決定いたしました。

本プランの継続時における独立委員会の委員の氏名および略歴については別紙1をご参照下さい。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ. 2. (4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ. 2. (5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ. 3. (1)に定める例外的対応を採る場合ならびに下記Ⅲ. 3. (2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

(2) 対象となる買付行為等

本プランは、(i) 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株式³の買付行為（売買その他の契約に基づく株式の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第6条第2項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。）、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為または、(iii) 特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主様との合意等⁴（以下、かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といいます。以下同様とします。）を適用対象とします。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ. 2. (2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

¹ (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は保有者・共同保有者間関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者、およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。）を意味します。

² (i) 特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、脚注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めない限り、同様とします。

⁴ 共同して当社株券等を取得し、もしくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意および、会社分割等の組織再編行為その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる一切の行為をいいます。

(4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および〈ファンドの場合は〉各組合員、業務執行組合員、その他の構成員およびこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社株式、大規模買付者が行った当社株式にかかる過去のすべての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）
- ③ 大規模買付者が当社株式に関して締結したすべての契約、取決めおよび合意（貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約または取決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株式に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（本必要情報提出日以降に当社株式の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意または取決めを含みます。）が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

- ⑦ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容〈そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます。〉）および取得資金の裏付け（資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑧ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループ会社の支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等
- ⑨ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株式の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性。将来的に支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報
- ⑩ 重要提案行為等⁵を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 当社および当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑫ 当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

⁵ 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報および追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金〈円貨〉のみとする公開買付による当社の全ての株式の買付行為の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定いたします（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値および株主様共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもございます。

大規模買付者および、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様を利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値および株主様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - (i) 当社株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② いわゆる強圧の二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ④ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社および当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な大規模買付行為である場合

- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社および当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適當であるため、当社のセラミックス製品等の安定的供給に支障をきたすおそれのある場合
- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分または不適當であるため、当社事業の成長性または安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合
- ⑧ その他①ないし⑦に準じる場合で、当社の企業価値および株主様共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合

なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主様共同の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。

(2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社および当社の株主様共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。

大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当を行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりであります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ. 3. (1)記載の対抗措置を採ること、または上記Ⅲ. 3. (2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記Ⅲ. 3. (1)もしくはⅢ. 3. (2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後に大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令および金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

4. 株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主様共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがって、本プランの設定は、当社の株主の皆様および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記Ⅲ. 3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主様共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者および、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当の概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利または経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当を実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当に係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は平成30年6月30日までに開催される第148回定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社では、本プランの継続にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっております。

2. 株主様共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

本プランによって、当社の株主の皆様および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主様共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

3. 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記Ⅲ. 5.に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更または廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性および合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立して、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値および株主様共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3.にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期が1年であること

当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 5.に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

小林淑人（こばやし よしと）

昭和8年7月29日生

昭和47年4月 弁護士開業

平成4年4月 株式会社京佐興産監査役（現任）

平成7年6月 当社監査役

平成24年6月 当社監査役退任

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

瀬戸口照広（せとぐち てるひろ）

昭和19年6月13日生

昭和44年4月 東ソー株式会社入社

平成12年6月 同社取締役ポリマー事業部長

平成14年6月 太平化学製品株式会社代表取締役社長

平成23年6月 同社取締役相談役（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

渡辺浩教（わたなべ ひろのり）

昭和42年10月23日生

平成4年10月 中央新光監査法人（のちの中央青山監査法人）入社

平成9年4月 公認会計士登録

平成12年8月 指吸会計センター（現税理士法人ゆびすい）入社

平成14年8月 税理士登録

同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当に関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

3. 新株予約権の無償割当の効力発生日

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 新株予約権の行使条件

① 大規模買付者および、その特定株主グループに属する者または、これに該当することとなる当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社株式を取得・保有することが当社の企業価値および株主様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、② ①の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、③ これら①ないし②に該当する者の関連者⁶（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものといたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものといたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等における無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の停止または変更を決議した場合その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定めるものといたします。

以 上

⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

当社の大株主の状況

平成27年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ニ ッ カ ト ー 取 引 先 持 株 会	684	5.6
東 ソ ー 株 式 会 社	599	4.9
株 式 会 社 チ ノ ー	574	4.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	499	4.1
ニ ッ カ ト ー 従 業 員 持 株 会	450	3.7
株 式 会 社 共 和 電 業	400	3.3
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	353	2.9
株 式 会 社 ツ バ キ ・ ナ カ シ マ	300	2.5
西 村 明	250	2.1
株 式 会 社 ク ボ タ	200	1.6
合 計	4,310	35.5

(注) 発行済株式の総数は12,135,695株。うち自己株式は198,673株であります。

独立委員会規則の概要

1. 設 置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

2. 委 員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずるものでなければならない。

3. 任 期

独立委員会の委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 招 集

独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. 決 議

独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

6. 決議事項その他

(1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。

- ① 大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求めるか否か
 - ② 取締役会検討期間を延長するか否か
 - ③ 大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か
 - ⑤ 対抗措置を発動するか否か
 - ⑥ 対抗措置を発動する場合の具体的な内容
 - ⑦ 対抗措置の停止・中止または変更
 - ⑧ 本プランの修正または変更
 - ⑨ その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値および株主様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地の1
ホテル・アゴーラリージェンシー堺
電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー堺2階への連絡通路があります。)

- ・新幹線(新大阪駅)……地下鉄御堂筋線(難波駅)……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約45分
- ・関西国際空港……南海電鉄南海本線(堺駅)
所要時間約30分

